

在外選挙人名簿登録状況について

1 県内における登録状況

平成28年6月21日現在の県内市町村において登録された者の状況は次のとおり。

登録市町村	登録者数（人）		
	男	女	計
18市町村 (18)	121 (127)	217 (230)	338 (357)

※（ ）書きは、第23回参議院議員通常選挙の選挙時登録（平成25年7月3日現在）における数値である。

2 在外選挙制度の概要

国外に居住する日本国民の選挙権行使の機会を保障するため、平成10年4月公職選挙法が改正され、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度が創設された。

平成11年5月1日から名簿登録受付が開始され、平成12年6月25日執行の衆議院議員総選挙（比例代表選出議員選挙）から投票が行われた。

平成19年6月1日以降に実施される衆議院議員及び参議院議員選挙から、選挙区選挙にも投票できる。

(1) 登録資格

満年齢18年以上の日本国民で、引き続き3か月以上その人の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する人。

(2) 登録市町村

①原則として、日本国内の最終住所地の市町村選挙管理委員会。

②ただし、次のいずれかに該当する人は、申請時の本籍地の市町村選挙管理委員会。

- ・国外で生まれ、日本で暮らしたことがない人
- ・平成6年4月30日までに出国した人

(3) 申請から登録までの流れ

申請者本人が在外公館（大使館や総領事館）へ申請書を提出する。

申請書は、在外公館から日本の外務省を経由して、日本国内の登録地の市町村選挙管理委員会へ送付される。

申請を受けた市町村選挙管理委員会は、申請者の登録資格を調査のうえ在外選挙人名簿に登録し、登録者に対して「在外選挙人証」を発行する。この「在外選挙人証」は、登録された者が投票をするときに必要なもので、日本の外務省を経由して在外公館へ送付され、在外公館を通じて本人に交付される。

なお、名簿への登録は、申請のある都度随時に行われる。

(4) 在外投票の方法

次のいずれかの方法による。

①在外公館投票 投票記載場所を設置している在外公館で投票する方法

②郵便投票 郵便により登録市町村選管へ投票用紙の請求を行い、交付を受け、記入済みの投票用紙を登録市町村選管へ郵送する方法

③国内における投票 一時帰国時等において日本国内の市町村選管で投票する方法

※日本国外においての投票は在外公館投票、郵便投票のいずれかを選択できる。